

第 19 号議案

芦屋市こども・若者未来応援会議条例の制定について

芦屋市こども・若者未来応援会議条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

こどもから若者への切れ目のない支援の実現を目指して「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」と「芦屋市子ども・若者計画」を一体化し「第3期こども・若者輝く未来プランあしや」を策定することに伴い、計画の推進及び進行管理に係る附属機関の整備を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市子ども・若者未来応援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び地方
青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、芦屋市こ
ども・若者未来応援会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・若者に係る施策の推進に関し必要
と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 就学前教育・保育施設関係者
- (3) 保護者団体関係者
- (4) 子育て支援団体関係者
- (5) 青少年関係団体関係者
- (6) 事業主団体関係者
- (7) 労働者団体関係者
- (8) 市民
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は、当該部会を招集し、その議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条第2項及び第4項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども政策に関する事務を所管する課及び若者政策に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(芦屋市子ども・子育て会議条例の廃止)

- 2 芦屋市子ども・子育て会議条例(平成25年芦屋市条例第20号)は、廃止する。

(芦屋市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 芦屋市青少年問題協議会条例（昭和36年芦屋市条例第20号）は、廃止する。

(芦屋市子ども・子育て会議条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に芦屋市子ども・子育て会議の委員である者（次項に該当する者を除く。）は、この条例の施行の日、第3条第2項の規定により会議の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年4月30日までとする。

(芦屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際、現に芦屋市青少年問題協議会の委員である者は、この条例の施行の日、第3条第2項の規定により会議の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年8月31日までとする。

(任期の特例)

- 6 第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年9月1日から令和9年8月31日までの間に、会議の委員として委嘱又は任命される者の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

芦屋市青少年問題協議会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

」

を削り、

「

芦屋市子ども・子育て会議	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

」

を

「

芦屋市こども・若者未来 応援会議	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

」

に改める。

(芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 8 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「芦屋市子ども・子育て会議条例（平成25年芦屋市条例第20号）」を「芦屋市こども・若者未来応援会議条例（令和7年芦屋市条例第 号）」に、「芦屋市子ども・子育て会議」を「芦屋市こども・若者未来応援会議」に改める。

(芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 9 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「芦屋市子ども・子育て会議条例（平成25年芦屋市条例第20号）」を「芦屋市こども・若者未来応援会議条例（令和7年芦屋市条例第 号）」に、「芦屋市子ども・子育て会議」を「芦屋市こども・若者未来応援会議」に改める。

芦屋市こども・若者未来応援会議条例要綱

1 制定の趣旨

こどもから若者への切れ目のない支援の実現を目指して「芦屋市こども・子育て支援事業計画」と「芦屋市こども・若者計画」を一体化し「第3期こども・若者輝く未来プランあしや」を策定することに伴い、計画の推進及び進行管理に係る附属機関の整備を図るため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 設置（第1条関係）

こども・子育て支援法第72条第1項及び地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、芦屋市こども・若者未来応援会議（以下「会議」という。）を置く。

(2) 所掌事務（第2条関係）

会議は、次に掲げる事務を所掌する。

ア 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

イ 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本市のこども・若者に係る施策の推進に関し必要と認めること。

(3) 組織（第3条関係）

ア 会議は、委員25人以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(ア) 学識経験者

(イ) 就学前教育・保育施設関係者

(ウ) 保護者団体関係者

(エ) 子育て支援団体関係者

(オ) 青少年関係団体関係者

(カ) 事業主団体関係者

(キ) 労働者団体関係者

(ク) 市民

- (ケ) 関係行政機関の職員
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- (4) 任期（第4条関係）
 - ア 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - イ 委員は、再任されることができる。
- (5) 会長及び副会長（第5条関係）
 - ア 会議に会長及び副会長を置く。
 - イ 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - ウ 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
 - エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (6) 会議（第6条関係）
 - ア 会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - イ 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - ウ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - エ 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。
- (7) 部会（第7条関係）
 - ア 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
 - イ 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
 - ウ 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。
 - エ 部会長は、当該部会を招集し、その議長となる。
 - オ 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - カ (6)イ及びエの規定は、部会の会議について準用する。
- (8) 庶務（第8条関係）

会議の庶務は、こども政策に関する事務を所管する課及び若者政策に関する事務を所管する課において処理する。
- (9) 補則（第9条関係）

この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に

諮って定める。

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日
- (2) 本条例の制定に伴い、次の条例を廃止する。

ア 芦屋市子ども・子育て会議条例

イ 芦屋市青少年問題協議会条例

- (3) 経過措置

ア この条例の施行の際、現に芦屋市子ども・子育て会議の委員である者（イに該当する者を除く。）は、この条例の施行日に会議の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、この委員の任期は、令和7年4月30日までとする。

イ この条例の施行の際、現に芦屋市青少年問題協議会の委員である者は、この条例の施行日に会議の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、この委員の任期は、令和7年8月31日までとする。

- (4) 任期の特例

2(4)アの規定にかかわらず、令和7年9月1日から令和9年8月31日までの間に、会議の委員として委嘱又は任命される者の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

- (5) 本条例の制定に伴い、次の条例の関係規定を整理する。

ア 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

イ 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法抜粋

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(第2項省略)

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(第4項及び第5項省略)

地方青少年問題協議会法抜粋

(設置)

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(第2項省略)

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。